

JICA「環境社会配慮ガイドライン」改定案パブリックコメントに
向けたNGO/CSO向け勉強会資料:

JICA環境社会配慮ガイドライン の仕組みと課題（支援プロセス・ 情報公開を中心に）

2021年7月2日

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

田辺 有輝

開発援助における環境社会配慮制度の 必要性

- 背景: 途上国の環境・人権法制度は未整備な場合が多い。環境社会問題で事業が行き詰まると開発機関にとっても返済リスクが増加。
- 制度の目的: 融資先に法令順守に加え、環境配慮基準を満たすことを求め、満たしていない場合は支援を実施しない等の対応をとる。(環境に良い効果の増進については対象外)
- 役割: 途上国の法令と国際基準のギャップを補完する役割。資金の貸し借りの関係によって遵守インセンティブを担保。

JICA環境社会配慮ガイドラインの変遷

2001年、OECDで環境コモンアプローチが策定。

2003年、JBICガイドライン施行（当時、有償資金協力はJBICが運用）。

2004年、JICAガイドライン改訂（当時は技術協力と無償実施）。
外務省無償ガイドライン策定。

2010年、J統合に伴い新JICAガイドライン施行。

2020年～、レビュー→包括的検討→諮問委員会

JICAガイドラインと関連制度の概要

- ガイドライン：
 - JICAによる情報公開(カテゴリ分類、環境アセスメント報告書、住民移転計画書等)
 - JICAによる①環境社会配慮支援、②意思決定前の環境レビュー、③意思決定後のモニタリング
 - 相手国等への要件(環境アセスメントの実施、住民協議、情報公開等)
- FAQ(よくある質問):用語の定義など
- 異議申立制度(理事長直下の審査役がガイドライン遵守を調査)
- 助言委員会(JICA意思決定前に外部専門家やNGOが助言)

JICAの調査・支援メニュー

マスタープラン
段階

開発計画調査
型技術協力

協力準備調査(協
力プログラム形成)

案件形成
(F/S)段階

協力準備調査(プロジェクト形成・プロジェクト形
成補完・PPPインフラ)

F/SやEIA完了済

詳細設計段階

エンジニアリング・サー
ビス借款、有償勘定技
術支援

案件形成促進調査
(SAPROF)

本体工事段階

円借款(本体工事)

有償資金協力(円借款、海外投
融資<出資・融資>)
無償資金協力
技術協力プロジェクト

供用開始段階

事後評価

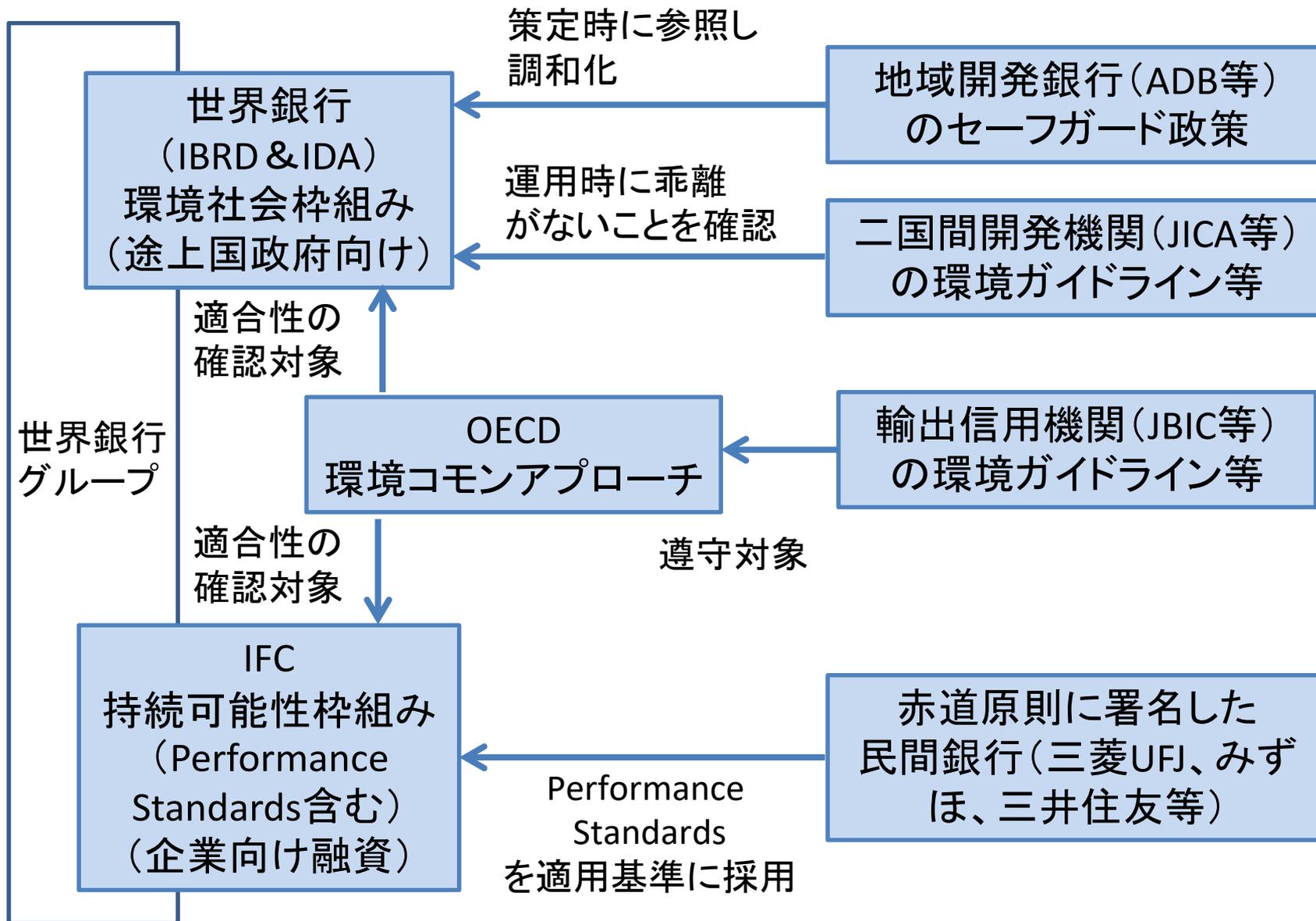
案件実施支援調査(SAPI)
中間レビュー

援助効果促進調査(SAPS)

JICA環境社会配慮ガイドラインの枠組み

	事業進捗	JICA
事業準備	実現可能性調査(F/S)作成。 環境アセスメント・住民協議 の実施。	協力準備調査の中で環境社会 配慮を確認。
資金調達	支援要請・交換公文締結	<u>カテゴリ分類</u> : A、B、C、FIに分類 し、結果を公開。環境アセスメン ト報告書・住民移転計画書等を 公開。 <u>環境レビュー</u> : 環境アセスメント 報告書や現地視察等を元に審 査を実施。 <u>融資決定</u> : 環境レビュー結果を 公開。
工事開始	工事実施。緩和策の実施・モ ニタリング。住民協議の実施。	<u>モニタリング結果の確認</u> : 必要に 応じ現地視察、情報公開。
供用開始	供用開始	事業完了時の評価。

金融機関の環境社会配慮政策の全体状況



ODAの透明性・市民参加

ガイドラインの規定

カテゴリ分類&EIA等公開

環境社会配慮助言委員会の開催

JICA図書館での報告書公開

環境レビュー結果の公開

モニタリングレポート(相手国了承案件のみ)の公開

外務省開発協力適正会議の開催・案件概要書の公開

コンサルタント公募

NGO定期協議
(外務省・財務省・JICA)

JICAプレスリリース

事前評価表の公開

事後評価報告書の公開

JICAガイドライン改訂プロセス

- 2020年1月：レビュー調査報告書（論点案を発表）
- 2020年1月～5月：環境社会配慮助言委員会における包括的検討（各論点について助言を作成）
- 2020年8月～：諮問委員会（上記助言に基づいて更なる検討を行い、改訂案を作成）（現在まで10回開催）
- 2021年7月14日～：改訂案のパブリックコメント（予定）
- 2021年8月～：諮問委員会（更なる検討）

論点のテーマ分類

ガイドライン

- 全体
- 理念、気候変動
- 対象事業、情報公開
- 国際基準、審査方法
- 環境社会配慮評価、代替案検討
- 人権、ステークホルダー、ジェンダー
- 労働、汚染管理、コミュニティ
- 自然生息地
- 住民移転、先住民族

異議申立手続

- 趣旨
- 目的
- 基本原則
- 異議申立審査役
- 審査役の権限と義務
- 対象案件
- 申立人の要件
- 異議申立の期間
- 申立書の内容
- 異議申立手続のプロセス
- 理事長への報告
- 事業担当部署からの意見
- 報告書及び意見書に基づく対応
- 情報公開
- 事務局
- 見直し及び経過規定
- 別添等
- その他

今次改訂案で達成できたこと、できなかったこと (支援プロセス・情報公開関連)

- 達成できたこと:
 - エンジニアリング・サービス(E/S)借款における問題発生時の環境レビュー方法を規定(インドラマユ石炭火力発電事業ではE/S借款中に用地取得等による生計手段の喪失など実害が発生していた)。
 - 協調融資におけるEIA公開期間短縮化を回避。
- 達成できなかったこと:
 - 海外投融資のEIA公開期間の要件が120日から60日に短縮(迅速化の影響)。
 - モニタリングレポートの公開は要件にならず(相手国了承案件のみ)。